

提 供 日 2026/9/10
タイトル 薬剤師免許申請書の紛失
担 当 健康福祉部 生活衛生局薬事課
連 絡 先 薬事企画班
TEL 054-221-2410



1 要旨

- ・薬事課は、県民から申請のあった「薬剤師免許申請書」3件を、令和8年4月2日に受領した後に紛失した。
- ・直ちに庁舎内を捜索したものの発見に至らず、早期の免許証交付に向けて申請者へ謝罪のうえ再申請を依頼し、6月4日までに免許証の交付を完了した。
- ・再申請手続きに要した経費の損害賠償について協議を行い、令和8年8月21日までに申請者との和解が成立した。

2 概要

(1) 紛失した書類

区 分	内 容	備 考
申請書	薬剤師免許申請書	収入印紙貼付
添付書類	医師の診断書	視覚障害、精神障害、麻薬・大麻またはあへん中毒ではない旨の診断（疾患名の記載なし）
	公的証明書	住民票又は戸籍謄本
	はがき	免許登録済みの連絡用

(2) 経緯

月 日	内 容
R8. 3/31	各申請者（3名）が中部保健所窓口にて薬剤師免許申請書を提出
4/1	中部保健所が薬事課へ上記申請書を郵送（簡易書留）
4/2	薬事課で保管中の薬剤師免許申請書3件の所在不明が判明
4/8～11	各申請者と面会し、経緯等の説明及び謝罪を行い、再申請を依頼
5/28～6/4	3名の申請者への免許証の交付を完了
8/19～8/21	3名との間で和解が成立 （賠償額：再申請に要した経費 106,939 円：3名分）

3 再発防止策

- ・郵送物は受領後、直ちに開封し、内容物を文書到達管理データベースと複数職員で突合
- ・申請書類は机上に放置せず、鍵付書棚内で保管し、保管庫は日中も施錠